

FAX送信先 **03-5539-3751**

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。

申込日： 年 月 日

資産税実務2020(全24日間) ~~620,000円~~ → **550,000円(税込)**

受講希望会場 東京 大阪 ※ご希望の会場・講座にチェックを入れてください。

氏名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail



笹岡宏保 税理士

資産税実務2020

2020年
4月開講
東京・大阪
各**80名様**
限定

相続税、民法など総合的な
「資産税実務」を体系的に学ぶ!

全4コース**24**日間 620,000円(税込)

カチエル割引 550,000円(税込)

✓ 毎月開講

民法改正
対応

- 1 財産評価コース 前期・後期
- 2 使途不明金と相続税申告実務コース
- 3 小規模宅地等の課税特例コース
- 4 民法改正 贈与税の配偶者控除コース

Farbe



笹岡宏保 税理士 資産税実務2020

民法改正
対応

セミナーの特徴

- ・ 相続税、民法など総合的な「資産税実務」が体系的に学べる
- ・ 理論と実践で解説するので、税務調査にも対応可能
- ・ 月2講座なので、仕事と両立可能
- ・ 東京、大阪同一テーマなので、ご都合がつかない場合は、振替受講可能
- ・ 1年間通して学習するので、笹岡先生、受講生との交流がある、笹岡先生質問可能
- ・ 自分の弱点講座を選択してお申込みも可能
- ・ ステップアップしながら学べる

セミナー概要

基礎から上級まで体系的に習得!

1	財産評価コース 前期・後期	前期4日間・後期4日間	東京 4月25日(土)～ 大阪 4月4日(土)～
2	用途不明金と相続税申告実務コース	全8日間	東京 8月24日(月)～ 大阪 8月1日(土)～
3	小規模宅地等の課税特例コース	全6日間	東京 12月5日(土)～ 大阪 12月19日(土)～
4	民法改正 贈与税の配偶者控除コース	全2日間	東京 3月21日(日)～ 大阪 3月27日(土)～

税理士のための 資産税 定額制クラブ

〔Farbeメンバー〕

2020年度
会員
募集中

笹岡宏保税理士
東京・大阪開催『資産税実務』に加え、**受け放題!**
年間100回以上の実務セミナーが

会員Ⅰタイプ

月額50,000円
(税別)

会員Ⅱタイプ

月額70,000円
(税別)

会員Ⅲタイプ

月額85,000円
(税別)

全4コース24日間：620,000円(税込)
カチエル割引 550,000円(税込)

✓ 毎月開講

財産評価コース 前期・後期

[第1-8講座]

全日10:30 ~ 17:00(受付10:00 ~)

笹岡宏保^{税理士}資産税実務2020

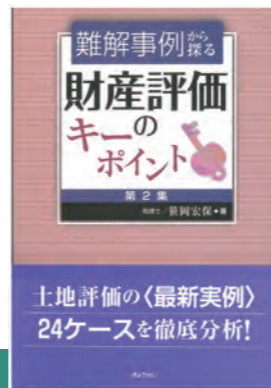
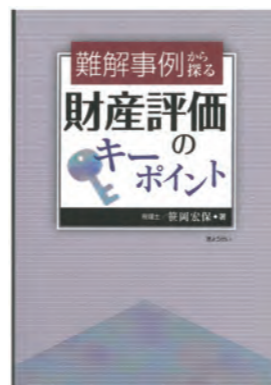


通達や問答集を確認するだけでは 理解が困難な土地評価の奥義

第1講座から第8講座の全8講座で、通達や問答集を確認するだけでは理解が困難な土地評価の奥義が深い世界を確認します。

テキストは、『難解事例から探る 財産評価のキーポイント』(第1集及び第2集)のなかから、厳選した事例(何例かの紹介予定事例を下記に示しておきます(注)予定事例は変更されることもあります)を講師が選択し、1日につき、3~4事例に絞って、事例を読むに当たっての基礎知識の確認から始めて、最終的には当該事例から学ぶことができる実務上最重要とされる法令解釈等のポイントを習得することを目標に解説いたします。

前期	第1講座	東京 4月25日(土)	大阪 4月4日(土)
	第2講座	東京 4月26日(日)	大阪 4月5日(日)
	第3講座	東京 5月23日(土)	大阪 5月10日(日)
	第4講座	東京 5月24日(日)	大阪 5月11日(月)
後期	第5講座	東京 6月13日(土)	大阪 6月27日(土)
	第6講座	東京 6月14日(日)	大阪 6月28日(日)
	第7講座	東京 7月11日(土)	大阪 7月23日(木・祝)
	第8講座	東京 7月12日(日)	大阪 7月24日(金・祝)



テキスト書籍

『難解事例から探る 財産評価のキーポイント 第1集・第2集』 出版:ぎょうせい

※ 書籍代は受講料に含まれています。※ 書籍はコース初日に会場にてお渡します。ご自身でご用意していただく必要はありません。

財産評価コース 前期 [第1-4講座](第1集)

1. 「利用価値の著しく低下している宅地」に該当するか否かの判定事例(評価対象地が横断歩道橋に直面している場合)
2. 路線価方式による宅地評価(「側方(二方)路線影響加算率」の適用方法の検討)
3. 借地権の相続財産認識と借地権の取引慣行との関係
4. 他者に貸し付けられている土地(宅地)について借地権価額を控除して評価することの可否(「土地の無償返還に関する届出書」が提出されていない場合の取扱い)
5. 税務上における借地権評価の必要性の判定事例(相続開始後に土地所有者に無償返還された借地権)
6. 埋蔵文化財包蔵地を評価する場合における埋蔵文化財の発掘調査費用の取扱い
7. 宅地の評価単位の認定(課税時期における現況等から不合理分割には該当しないとされた事例)
8. 郊外型の大規模小売店舗の敷地及び専用駐車場として一括して貸し付けられていた土地の評価留意点(評価地目、評価単位、評価方法、借地権の及ぶ範囲)
9. 農地を宅地比準方式で評価する場合における宅地造成費の取扱い
10. 貸家建付地評価等における賃貸割合の取扱い
11. 土地等の売買契約中に売主又は買主に相続等があった場合の評価(評価対象財産・価額の算定方法)
12. 倍率方式により土地(山林)を評価する場合における適用倍率の選択(「道路沿い」の意義)
13. 開発困難な市街地山林に対する評価対応
14. 市街化調整区域内に存する雑種地の評価方法(近傍地比準方式による評価の相当性、建築制限のしんしゃく等)が争点とされた事例

財産評価コース 後期 [第5-8講座](第2集)

15. 区分所有財産(マンション)の評価(その1:評価通達の定めによらず不動産鑑定評価額による申告の是非が争点とされた事例)
16. 区分所有財産(マンション)の評価(その2:評価通達の定めにより難しい特別の事情があるとしてマンションの売却価額を基に評価することの可否が争点とされた事例)
17. 複数の地目からなる土地が存在する場合の評価単位の構成及び簡易構造の建物の建築された宅地を貸宅地評価することの可否が争点とされた事例
18. セットバックを必要とする宅地の評価の定めを適用することの可否が争点とされた事例
19. 私道の評価(行止まり私道を評価通達の定めによらないで評価する場合に、これを正当とする特別の事情の有無が争点とされた事例)
20. 無道路地の評価に当たって控除される道路開設費用の価額の算定方法が争点とされた事例
21. 評価対象財産の種類(不動産、不動産取得資金)及びその評価方法(評価通達の適用、取得価額相当額で評価)等が争点とされた事例
22. 評価対象地の前面道路に特定路線価が適正に設定されている場合に当該特定路線価を使用せず他の評価方法によって評価することの合理性の有無が争点とされた事例
23. 不整形地の評価に当たって想定整形地の作定方法等が争点とされた事例
24. 親子間の土地貸借につき借地権を贈与により取得し使用貸借契約から賃貸借契約に移行したと認められる時期がいつであるのかが争点とされた事例
25. 課税実務上の取扱いである「利用価値が著しく低下している宅地の評価(10%の評価減)」の対象となる「その付近にある宅地に比べて著しく高低差のあるもの」に該当するか否かが争点とされた事例

使途不明金と相続税申告実務コース

[第9-16講座] 全日10:30～17:00(受付10:00～)

笹岡宏保^{税理士}資産税実務2020



相続開始前の預金出金(使途不明金)と相続税申告業務への対応

相続税の申告実務において、最も注目される事項の1つとして被相続人に係る生前の預貯金の動きがあります。特に、相続開始の前に高額な預金の動きが確認される事例ではその確認を行うことは、今や必須の実務項目とされるものと考えられます。本講座では、下記に掲げる内容で被相続人の相続開始前における使途不明の預金出金と相続税申告業務への対応という実務上の悩ましい項目について検討してみます。

第9講座	東京 8月24日(月)	大阪 8月1日(土)
第10講座	東京 8月25日(火)	大阪 8月2日(日)
第11講座	東京 9月13日(日)	大阪 9月19日(土)
第12講座	東京 9月14日(月)	大阪 9月20日(日)
第13講座	東京 10月3日(土)	大阪 10月1日(木)
第14講座	東京 10月4日(日)	大阪 10月2日(金)
第15講座	東京 11月22日(日)	大阪 11月3日(火・祝)
第16講座	東京 11月23日(月・祝)	大阪 11月4日(水)

1. 近年における相続税申告(税務調査)の状況
2. 相続税申告に当たっての預金出金(使途不明金)の確認方法
3. 預金出金(使途不明金)が相続開始時における『手持現金』とされる場合
4. 預金出金(使途不明金)が『民法上の贈与(本来の贈与財産)』とされる場合
5. 預金出金(使途不明金)が『相続税法上の贈与(みなし贈与財産)』とされる場合
6. 預金出金(使途不明金)が『不当利得返還請求権(本来の相続財産)』とされる場合
7. 預金出金(使途不明金)に対する税務修正と重加算税の賦課決定の可否
8. 預金出金(使途不明金)の取扱いが争点となった各種の裁判例・裁決事例の検討

上記2から7までに掲げる各種論点が争点となった裁判例・裁決事例を約15～20事例程度ご紹介します。この裁判例・裁決事例の検討によって、法令通達集や実務問答集では確認できない相続申告実務の奥義を確認します。

小規模宅地等の課税特例コース

[第17-22講座]

全日10:30～17:00(受付10:00～)

笹岡宏保^{税理士}資産税実務2020



小規模宅地等の課税特例の実務

第17講座から第22講座の全6講座で、近年の改正項目が多くあり、相続税の申告実務において非常に頭を悩ます項目である小規模宅地等の課税特例について、その基礎たる適用要件から実務上の重要論点、裁決事例や判例からもたらされる法令解釈までの総確認を行います。テキストは、2020年秋刊行予定の『**詳解 小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解**』を使用する予定です。主な研修予定項目は、次のとおりです。

第17講座 東京 12月5日(土) 大阪 12月19日(土)

第18講座 東京 12月6日(日) 大阪 12月20日(日)

第19講座 東京 1月16日(土) 大阪 1月10日(日)

第20講座 東京 1月17日(日) 大阪 1月11日(月・祝)

第21講座 東京 2月8日(月) 大阪 2月2日(火)

第22講座 東京 2月9日(火) 大阪 2月3日(水)

テキスト書籍

※ 画像は同タイトル 2019年3月改訂版です

『**詳解 小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解**』

2020年秋刊行予定 出版:清文社

※ 書籍代は受講料に含まれています。※ 書籍はコース初日に会場にてお渡しします。ご自身でご用意していただく必要はありません。



1. 課税特例制度の概要

(1) 適用対象者及び適用対象地

①適用対象者 ②特例対象宅地等 ③限度面積要件

(2) 小規模宅地等の区分と減額割合

- ①小規模宅地等が『特定事業用宅地等』である場合
- ②小規模宅地等が『特定居住用宅地等』である場合
- ③小規模宅地等が『特定同族会社事業用宅地等』である場合
- ④小規模宅地等が『貸付事業用宅地等』である場合

(3) 手続き等の要件

①分割要件 ②課税特例の適用を受けるための手続き

2. 『措置法通達』・『情報』による確認

3. 質疑応答(事例形式)による確認

(1) 基本的項目・共通的项目

(2) 『特定事業用宅地等』に関する項目

(3) 『特定居住用宅地等』に関する項目

(4) 『特定同族会社事業用宅地等』に関する項目

(5) 『貸付事業用宅地等』に関する項目

(6) 複数の小規模宅地等に関する項目

(7) 手続き等に関する項目

4. 裁判例(判例)・裁決事例の確認

民法改正 贈与税の配偶者控除コース

[第23・24講座] 全日10:30～17:00(受付10:00～)

民法改正に伴う贈与税配偶者控除への実務適用

令和元年7月1日施行の民法改正(一定の配偶者に対して居住用不動産の遺贈又は贈与が行われた場合における特別受益としての持ち戻しを免除する旨の規定の創設)によって、贈与税の課税特例としての『贈与税の配偶者控除』の規定が見直されてきています。本講座では、今後の活用機会が多くなると考えられる同規定について、下記の内容について、しっかりと確認して、実務適用に備えたいと考えています。

第23講座 東京 3月21日(日) 大阪 3月27日(土)

第24講座 東京 3月22日(月) 大阪 3月28日(日)

1. 民法改正の内容

2. 贈与税の配偶者控除の概要

(1) 適用要件

① 贈与者 ② 受贈者 ③ 対象財産 ④ 居住供用要件

(2) 計算方法

(3) 手続規定

3. 贈与税の配偶者控除に関する各種通達等の確認

4. 裁判例(判例)・裁決事例の確認

贈与税の配偶者控除の適用可否が争点とされた事例、又は適用可能であるとしてもその適用範囲が争点とされた事例等、贈与税の配偶者控除を巡る各種の事案を検討してみることになります。

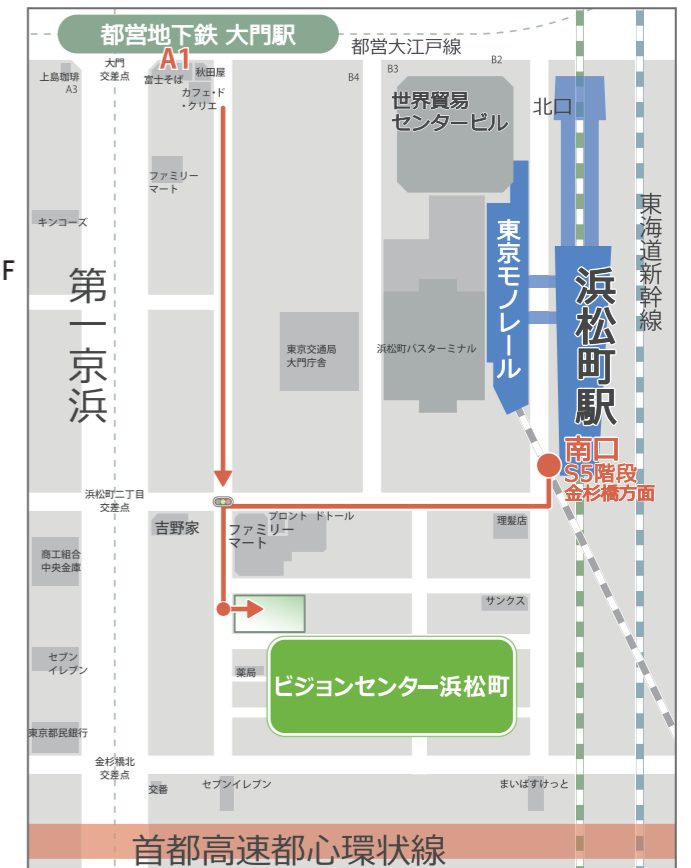
会場案内

東京会場[浜松町]

ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビルB1F・4F・5F・6F
TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線
「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線
「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線
「大門駅(A1出口)」徒歩5分



大阪会場[茶屋町]

AP大阪梅田茶屋町 茶

大阪府大阪市北区茶屋町1-27
ABC-MART梅田ビル8F
TEL:06-6374-1109

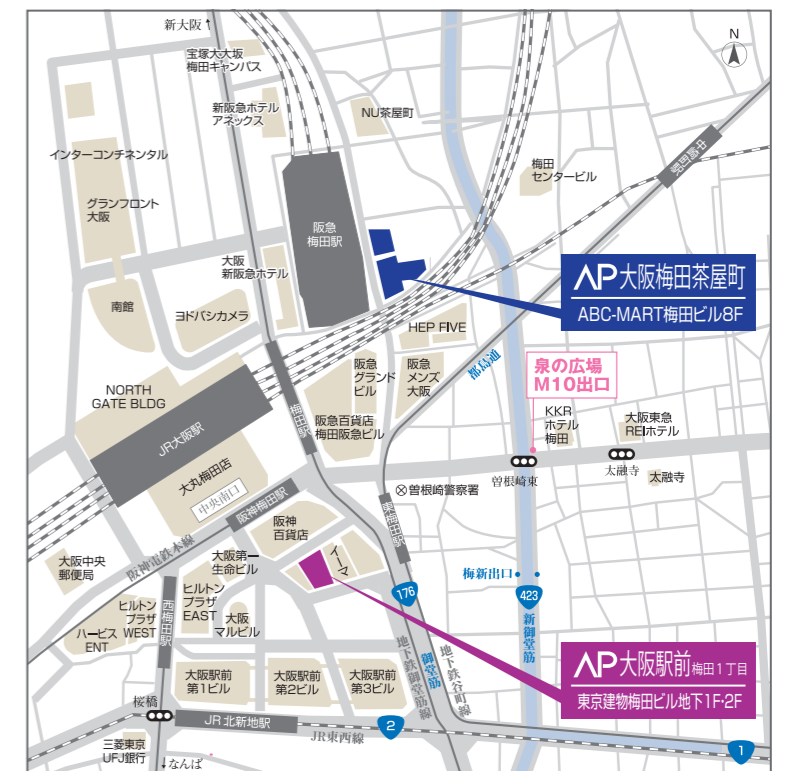
- ・JR「大阪駅」御堂筋北口・地下鉄御堂筋線「梅田駅」北改札より徒歩約3分(地下街経由直結)
- ・阪急電車「梅田駅」2F中央改札口より徒歩約1分
- ・地下鉄谷町線「東梅田駅」北東改札・北西改札より徒歩約5分

大阪会場[梅田]

AP大阪駅前 駅

大阪府大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル B1F・B2F(受付B1F)
TEL:06-6343-5109

- ・JR「大阪駅」中央南口より徒歩約2分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」南改札より徒歩約2分
- ・阪急「大阪梅田駅」2F中央改札口より徒歩約5分
- ・地下鉄谷町線「東梅田駅」中東改札・中西改札より徒歩約2分



- ・JR東西線「北新地駅」東改札口より徒歩約3分
- ・地下鉄四つ橋線「西梅田駅」北改札より徒歩約3分
- ・阪神「大阪梅田駅」東・西改札口より徒歩約2分